

4 水質・底質の現況

4.1 水質汚濁の現況

水質汚濁に係る環境基準(海域の生活環境項目)は表4-1、瀬戸内海における環境基準の類型指定状況は、図4-1、図4-2に示すとおりである。COD(化学的酸素要求量)の環境基準の達成状況(環境基準類型当てはめの水域数に対する達成水域の割合)の推移を図4-3、表4-2に示す。平成29年度のCODの環境基準の達成率は瀬戸内海で74%となっており、概ね横ばいで推移している。A類型水域での達成率(全国:64%、瀬戸内海:41%)は図4-4に示すとおりやや変動がある。

表4-1 水質汚濁に係る環境基準(海域の生活環境項目)

[生活環境の保全に関する環境基準]
(海域 ア)

項目	類型	A	B	C
	利用目的の適応性	水産1級浴用及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	環境保全
水素イオン濃度(pH)		7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
化学的酸素要求量(COD)		2mg/L以下	3mg/L以下	8mg/L以下
溶存酸素量(DO)		7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上
大腸菌群数		1,000MPN/100mL以下	—	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)		検出されないこと。	検出されないこと。	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(海域 イ)

項目	類型	I	II	III	IV
	利用目的の適応性	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	水産1種浴用及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	水産2種浴用及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	水産3種工業用水用環境保全
全窒素		0.2mg/L以下	0.3mg/L以下	0.6mg/L以下	1mg/L以下
全リン		0.02mg/L以下	0.03mg/L以下	0.05mg/L以下	0.09mg/L以下

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(海域 ウ)

項目	類型	生物 A	生物特 A
	水生生物の生息状況の適応性	水生生物の生息する水域	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
全亜鉛		0.02mg/L以下	0.01mg/L以下
ノニルフェノール		0.001mg/L以下	0.0007mg/L以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		0.01mg/L以下	0.006mg/L以下

(海域 エ)

項目	類型	生物1	生物2	生物3
	水生生物が生息・再生産する場の適応性	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域
底層溶存酸素量		4.0mg/L以上	3.0mg/L以上	2.0mg/L以上